

佐賀県児童福祉法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第31号

佐賀県児童福祉法施行条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県児童福祉法施行条例施行規則（平成24年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県児童福祉法施行条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県児童福祉法施行条例</u>（平成24年佐賀県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式（第7条関係）</p> <p>略</p> <p><u>佐賀県児童福祉法施行条例</u>（平成24年佐賀県条例第20号）第19条の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例</u>（平成24年佐賀県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式（第7条関係）</p> <p>略</p> <p><u>佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例</u>（平成24年佐賀県条例第20号）第19条の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、平成26年 6 月 1 日から施行する。